

区分	ページ	項目	質 問	回 答
募集要領	3	3(5)	<p>現地視察の最終日が10/7まで、質問書の受付が10/11とタイトなスケジュールとなっていますが、質問書受付後の疑問点に関しては、個別対話の際にお答えいただける認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、対話の内容はどの程度公表されるのでしょうか。</p>	<p>質問書受付期間終了後の疑問点については、個別対話の議題とすることができます。ただし、対話時間は概ね1時間程度を予定していますので、議題は論点を整理し、優先順位を検討したうえで「個別対話議題【様式3-2】」に記載してください。</p> <p>個別対話の内容は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、令和4年11月下旬頃にホームページでの公表を予定しています。</p>